

令和3年第4回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和3年12月3日(金)開議

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 7名

3 欠席議員 3番 三浦 博

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健康福祉課長	井上 育久
教育総務課長	吉田 彰宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉川 明宏	事務局主事	島田 ちひろ
----------	-------	-------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

1番 松田 勝 議員

- ① 令和4年度からスタートする第5次安堵町総合計画。その中での基本施策8の
予防重視の健康づくり推進について
- ② G I G Aスクール構想を目指した端末の配備後の問題点及び管理方法について

7番 浅野 勉 議員

- ① 防犯・防災・安全対策に係る施策について
- ② 第5次安堵町総合計画案の中に快適な暮らしを支える目標として、交通基盤確
保（道路・公共交通）が掲げられていますが、その構想の実現計画について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（福井保夫） 今日は広陵町から吉村議長が傍聴に来られております。元気良くいきましょう。

只今の出席議員は7名で、定足数に達しています。

三浦議員からは本日の会議を欠席する届が提出されています。

会議は成立しましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。

1番 松田勝議員、7番 浅野勉議員、以上二人です。

質問は、受け付け順に行います。

質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

今回より議長が必要と認めた時は延長します。

それでは、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1番（松田 勝） 皆さん、おはようございます。1番 松田勝でございます。本日は2件質問をさせていただきますことになっております。

まず一つ目ですけれども、「令和4年度からスタートする第5次安堵町総合計画。その中の基本施策8の予防重視の健康づくり推進について」、基本施策8における予防重視の健康づ

くりの推進では、それぞれの項目に令和8年度の目標値が設定されていますが、それぞれの項目で目標達成するための具体策に欠けていると考えられます。

目標値を達成するための具体策についてどのように考えておられるのかを伺います。

二つ目です。「GIGAスクール構想を目指した端末の配備後の問題点及び管理方法について」、東京都町田市立小学校の女児が、いじめを訴える遺書を残して自殺し1年が経過しました。新聞等では当初市は、いじめと自殺の因果関係が明らかではないとしていましたが、GIGAスクール構想を目指して配備された端末でチャット機能を利用した、いじめであったとの報道がされているところであります。

安堵町での端末配備後の問題点及び管理体制についてどのように把握されているのかを伺います。

以上2点お願いいたします。

議長（福井保夫） 1、「令和4年度からスタートする第5次安堵町総合計画。その中での基本施策8の予防重視の健康づくり推進について」、答弁を求めます。

民生部長（辻井弘至） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辻井民生部長。

（辻井民生部長 登壇）

民生部長（辻井弘至） おはようございます。民生部の辻井でございます。どうぞよろしくお願いたします。松田議員の御質問にお答えいたします。

第5次安堵町総合計画、基本施策8にある、まちづくり指標につきましては、令和2年・3年度実績については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から集団健診、がん検診及び特定健診の実施を自粛した関係で前年度より低い数字となりました。

議員仰せの、目標値を達成するための具体策に関しましては、第5次安堵町総合計画の基本方針を踏まえ、令和4年度「第3期すこやか安堵21計画（安堵町健康増進計画）」・「安堵町食育推進計画」の策定を予定しており、住民参画によるワーキンググループにより協議検討を行い広く住民の意見を反映させ、今後、国や県が策定される「健康増進計画」や「食育推進計画」との整合性を図り、目標値を達成するための具体策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） もう少し具体的な回答がいただけるかなというように思っただけなんですけども、やはりあまりに抽象的ですね、何をやるのかというのがまたわからないと思います。特に今、回答をいただいたように「第3期すこやか安堵21計画」と「安堵町食育推進計画」策定をいわゆる目の前にしている訳ですから、その目の前にあるいろんな、策定をする際にやっぱり具体的な物が同時に無ければならないというように考えている訳ですけども、これからもそういうことになると思うんですけど、要は新しい、いろんな策を作る場合にはですね、骨子をまず作るというのは当然ありますけれども、その骨子を作ると同時にね、具体策もやっぱり考えて進めないと、骨子だけ作ってある一定の会議の中だけでですね、骨組みを追加して肉をつけていくという方法論だけではね、なかなか各委員会の方でも具体的な案が出ないと思うんですね、そういう意味では骨子を作る際に肉付けする具体策も同時にやっぱり考えていく必要があると思うんですが、考え方についてどのようにお考えでしょうか。

民生部長（辻井弘至） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 自席より失礼いたします。来年その「第3期すこやか安堵21計画」を令和4年度に1年間をかけて策定させていただきたいと思っております。その中で各種団体、主に中心になっていただいているのが、「ネットあんど協働たい」というボランティア組織がありまして、その中でも食育に関する団体、また運動普及ボランティアといった団体、食生活推進協議会といった、そういった団体の方々が中心になっていただきまして、1年間をかけまして具体的な骨子案というのを策定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 骨子を作るというのはね、各委員会の中でも新たに生まれてくるだろうというようには思うのですが、要は私が言いたいのは、骨子を作る際に並行して具体策も考えておかなければならないんじゃないですかと。要は基本的にね、これから骨子を作りますよと。骨子が出来上がってそれを発表しましたよと。というところで、ほんだら肉付けはどこでやるんですかというようなことになりますから、当然、骨子を作る際に肉付けである各方策、施策というような具体的な策が必要になるのではないのでしょうかという質問を私は、させてもらったんですけども。その辺どのようにちょっとお考えでしょうかね。

民生部長（辻井弘至） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 具体策というふうな形で、その骨子の中に具体策というのを盛り込んでいけというふうなことかと思うのですが、「すこやか安堵21」の計画につきましては、10年間の計画を長期的な計画を立てさせていただきまして、5年の中間見直しでその反省点、また、こうしていった方が良いのではないかというふうな協議もさせていただき、その第2期の「すこやか安堵21」の中間報告であるとか、今までやってきた事業であるとかというふうな反省点も交えた形で、その中でそういった具体策も話し合われるかなと思われまます。そこで骨子の中に組み入れていただければなどは思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） なかなかね、この場で具体策というのは出て来ないかもわかりませんが、私は先程申したように、考え方だけをまず説明してます。というのは骨子だけを作って、それだけが独り歩きしても、何もついてこないよという考え方ですね、まず。ですから骨子を作る際には同時にそれを解決できるための方策、それも具体的な方策が同時に出て来なければならぬですよということを私は言いたかったんですが、なかなかこの場では具体的には出て来ないということなので、あえて私の方から提案をさせていただきますとですね、今現在いろんな、安堵町で事業が行われております。特に健康福祉に関する事業についてはですね、非常に多岐に渡っているところではありますけれども、そういった事業に対してですね、ポイント制度を

設けると。例えば具体的に言うならば健康診断に例えば10点という付与しますよとか、あるいはまた、がん検診は2点ですよとか。それとあとスポーツをやっている方、最近、百歳体操どうのこうのという話もありますから、例えば百歳体操に参加している人は1点とかね。そういった積み重ねをすることによって、これもどういう考え方をするかは別にして、私なりに考えたら、例えば50点になれば記念品を贈呈するとかね。

いわゆるそういったきめ細かな方策を作らないと、何をしますかということに、常になってしまうというふうには私は思ってます。ですから当然、お金が必要であれば必要な所にはお金を出すと。別に必要でなければお金を出す必要はないのですが、やはりお金の使い道というのはね、やっぱり皆、目標に向かって何かをしていくということになればですね、当然、住民も納得するでしょうし、皆さんも納得するでしょうというようなことをね、やっぱり考えていかないと、なかなかその具体策を出さずに目標だけを達成してくださいよ、ということでは目標達成にはならないというようには考えるんですが、そういった考え方については、どのようにお考えでしょうか。

民生部長（辻井弘至） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 松田議員仰せのポイント制というふうなことでお伺いしたのですが、奈良県内ちょっと調べさせていただいたら、奈良市であるとか田原本町また宇陀市で、そういったポイント制を行われている自治体がございます。その中で見えていますと特定健診であるとか、がん検診、そういった健診につきましては限られた、国保の加入者であるとか、そういった方がポイントが貰えるということでございますので、安堵町全体でやるのであれば、子供から高齢者までそういった町民全体に行き渡るようなポイント制が公平ではないかなとは考えております。

その中で来年また策定させていただく、すこやか安堵計画の中で、そういった意見があったというふうなことでは、提案はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今の答弁では、国保に限定されてしまうということですが、いろいろなやり方があると思います。例えばサラリーマンの方、サラリーマンの方であったらですね、会社で健康診断受けられますよと、で、それ以外に他の健康診断に類するものもあるかと思いますが。またスポーツであればそれぞれの会社の中でのスポーツに登録されている方もおられるでしょ、そういったものをどういうふうに考えていくかということにもなるのですけれども、例えば健康診断、会社で行われる。健康診断でしたら誰もが診断を受けたというね、何かをお持ちですからそれで申告してもらえれば点数、ポイントにはなるというふうには思いますし、登録クラブであれば登録している用紙がありますよね、その控えを貰うとか、いろんな方法があると思うんですけれども、万遍なく一律でというのは非常にね、難しいと思いますよ、それは。できればそう負託したいというのがあったとしてもね。こちら側に偏るだけと言われるけれども、そういった施策も今現在は必要になってきているというふうには私思うので、解決策というのはいろいろ考えたら良い訳ですけども、ある程度偏っても意思を通せば、今ね、サラリーマン辞めたかて、こっちへ来ますから、そういう意味では長い目で見たら平等にはなってくるというように思います。どうですか。

民生部長（辻井弘至） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 今この場で、そういうふうなポイント制をすぐ導入するというふうな御回答は、ちょっとできないのかなというふうに考えております。今、言っていただいた松田議員のポイント制というふうな形も、来年度作成する中に取り組めたらなどは考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そしたら、例えば先程おっしゃった第3期の「すこやか安堵21計画」であったりとか「安堵町食育推進計画」策定というようなことが考慮されていますけれども、その中で提案をしていただけるという理解で良いんでしょうかね。

民生部長（辻井弘至） はい。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） その中で提案をさせていただきまして、ワーキンググループが開催されますので、その委員の方々にいろいろとまたそういうふうな、他にも意見があるかわかりませんが、そういった所で揉んでいただければなとは思っております。
以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とりあえず私の今日申し上げた意見については、また反映をしていただくという約束をしていただいたというふうには考えております。ですからとりあえずはそういう場で提案をしていただいて、できるだけやはり他に具体策が無いようであればね、できたらこれを採用して少しでも住民の皆さんが、健康であったり福祉に関心を持っていただくというようなことになればというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。
1 問目については、これで終了といたします。

議長（福井保夫） 辻井部長これ、来年度に入ってから検討していくのですか。

民生部長（辻井弘至） はい。来年度の予算で策定の予算を組ませていただいております。で、1 年間をかけたワーキンググループでの協議を何回かやっていただき、その後、安堵町健康づくり推進協議会、安堵町母子保健推進協議会の委員さんをまたこちらの方で任命させていただいて、その中でまた骨子についてを協議していただくというふうな形で、1 年間をかけて作らせていただくということでございます。

議長（福井保夫） 体を動かす、体操、ウォーキング、いろいろなことは根気よく続けることで成果が出るのでやはりちょっとでも早くいろいろなことを決めて、高齢者の人が特にいろいろ運動できるように、健康のためにやって欲しいなと思います。よろしく願いします。

2 番目、「G I G A スクール構想を目指した端末の配備後の問題点及び管理方法について」、答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 改めまして、おはようございます。教育委員会事務局の吉田でございます。

それでは松田議員の質問にお答えします。

議員御指摘の東京都町田市で起こりました事案につきましては、報道等によりますと、タブレット端末の管理に関しまして二つの問題点が挙げられております。一つ目は子供同士のチャット機能が制限されていなかったこと、二つ目はIDとパスワードの設定について問題があったようでございます。この点につきまして安堵町立学校では、児童生徒同士のチャット機能の利用については、使用できないような制限を設けております。

またIDは簡単には特定できないように付与しており、パスワードについては個別に初期パスワードを変更するというような措置を取っております。

現在、安堵町では町田市の事案のようなケースは無いというふうに認識をしております。

GIGAスクール構想の推進に向けましては、今後も引き続き教育委員会事務局と小中学校の現場との情報共有を密にいたしまして、情報セキュリティ及び情報モラル、この徹底に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在、答弁いただきましたけれども、まずちょっと追加でお聞きしたいのは、学習用タブレット端末を利用する際ですね、いわゆるルール作りが出来ているのかどうか。当然、学校内でのルールもありますでしょうし、家庭を含めたルール、いろんなルールが必要になってくると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 自席の方より失礼いたします。学習用のタブレット端末を配備する際に、児童生徒用及び保護者用として、タブレット端末の使用についての留意事項、こういうものを記載した文書による啓発周知を行っております。また、これとは別に学校で使用時に、約束事プリントというような物を配布して適切な運用ができるように努めておるところでございます。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） いろんなルールがあるようですけども、そういったルールをですね、定期的に、いわゆる確認をしていくということも必要になってくるでしょうし、場合によってはそのルールを改正する必要があるというようなことも考えられますので、きめ細かなですね、今度とも対策をお願いしたいと思います。

特に家庭を含めたね、やっぱりルールというのを父兄さんに協力をいただいて必ずやっぱりやっていっていただきたいというふうには考えるところです。特にルールというのはですね、非常に、当初作って何とかそれをルールを破らないような取組をしていく訳ですけども、要は忘れてしまうということもありますから、定期的に何かそのルールをもう一度見返したりとか、それは生徒も父兄も含めてですけど、そういう機会というのは何か考えておられますでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 先程申し上げました留意事項のプリント等ですね、これにつきましては今、一度配ったきりになっておりますので、そういう物を見直していただく機会というのを今後、周知していきたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） そしたらルールについてはそういうことで、また見直していくということでね、周知も再度再度、何回もやっていくということでお願いをしたいと思います。

あと心配なのはですね、ゲームなどですね、学習に関係の無いサイトや動画というのが閲覧可能になっているのかどうか。どの辺まで制限をされているのか。そういった所というのは決まりごとがあるのでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 学校の方で、学習用タブレット端末の利用におきまして、安全に利用できるようにフィルタリングソフト、これを導入しております。これによって児童生徒がその端末を使って不適切な情報へのアクセスというものを制限しているというところでございます。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 不適切なというのは表現上それが本当なんでしょうけども、ちょっとわかりにくいのですが、例えば、学習に使う動画以外は見れないようにしているという解釈になるのか、一部は見れるけどもそれを見たとしても、あまり影響ないだろうというのか、フィルタリングの機能というのが、ちょっとわかりにくいのですが、例えばどういう物をフィルタリングして見れないようにしているかというのをもうちょっと細かくわかりますか？

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） フィルタリングソフトと言いますのは、例えばキーワードで、例えば「薬物」でありますとか「ギャンブル」でありますとか、そういったキーワードを設定するような形に

なっております、そのソフトの中で、このサイトのこの画面については、そういう物に引っ掛かるというようなところで、見れないよう閲覧の制限をかけているということでございます。

従いまして、議員御心配いただいている、学習に関係のない画面が全て制限出来ているのかと言われますと、そういう訳にはなっていないと。キーワードで不適切な画面を制限しているというようなイメージでございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 一般的なフィルタリング機能ということになるかと思うんですが、なかなかですね、町田市のように目の届かない所でチャット機能を使用したということもありますから、学習しながら各お子さんのですね、いろんな授業内容をチェックするというのは非常に難しいだろうとは思いますが、例えば指導する時に順番に回っていったりとか、することがあるかと思うのですが、そういったことをやりながらですね、やはりある程度チェックをしていく必要もあるのかなと。チェックという言葉がね、ちょっと妥当ではないかもわかりませんが、やっぱりどういう学習の仕方をしてるかという確認はですね、やっぱりしていく必要があると思うんですけども、何かその辺は考えておられますでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 今、議員がおっしゃっていただいているのは教室内等で児童がタブレット端末を使って学習をしている時に、先生の指示以外のことをやっていないかと、このチェックをどうするのかというようなことだと思うんですけども、教室内で先生が指示を出して教室内を巡視する、というようなことになるのかなというように考えております。

あと、技術的に言えば、どういう所にアクセスしているのかというログをいわゆる記録ですね、そういうものを取ることは出来るんですが、それをリアルタイムで先生が全てその時点でチェックできるのかと言うと、なかなかそこは限界があるのかなというふうには考えております。

従いまして、先程言いました教室内を注意深く巡視して、そういうことを注意していくとい

うところになってくるというふうに考えております。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） それぞれね、いろんな工夫をしながらやっていけば良いとは思いますが、これ
からもいろいろ考えながらですね、やっていただいたら結構かと思えます。

もう一つ、これも町田市の中で問題になってた部分ですけども、パスワードの管理につい
てですね、どのようにされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 安堵町では原則、パスワードにつきましては個人管理というふうにしており
ます。ただ、小学校におきましては保護者に管理していただくということも可ということにな
っております。

パスワードを忘れた時等は教育委員会事務局の方で初期化を行うというような形で措置を
取っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） それはそれで良いと思うんです。あとですね、一つ心配なのは個々の生徒さん
がパスワードを忘れてしまうということで、昔よくあったパソコンにパスワードを書いといた
りとかですね、机の上に書いてたりとか、稀にあるんですけども、そういう所も目を光らせ
てもらふ必要があるのかなと。というのはね、一番怖いのは「なりすまし」ということですよ
ね、要はAさんがBさんのパスワードを使って、いろんなことをやればAさんがやっているに
も関わらず、Bさんがやったように見えます。

要は町田市の方でもいろいろあるのは、町田市ではそれは出てないのですが、今迄からパソ

コンを利用する際には当然「なりすまし」ということで、いろんな被害も出ていますから、当然そういう誰かが見れるパスワード管理であったら、そういう事態が発生しますので、やはりそういった所も気を配っていただいて、パスワード管理をやっていただきたいというふうに思います。先生がそれを管理するのもおかしいですから、それをやるとまたね、個々の管理になりますのでそれは絶対避けていただいて、できる限りパスワード、個々のパスワードをどこか表にね、表記していないようにだけ、ちょっと目を配っていただきたいというふうに思います。

ですから、先程言った初期化をすることによって、全てまた新しいパスワード作れますから、頻繁にあったらまた困るんでしょうけれども、それはそれで一つの解決策というふうには考えてますので、そういう表記がされていないかどうかの確認だけです、また是非お願いをしたいと思います。

それと続いてですね、休み時間についても利用されているのかどうか、ちょっとわからないのですが、そういった休み時間の端末管理というのは、どのようにされているのでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 原則、教職員の指導の下で使用するというようにしております。

従いまして、休み時間に生徒児童が勝手に個々の判断でタブレット端末を使用するということとはございません。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということになれば、休み時間はもうそれを片付けて使えない状態という理解で良いのでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） 原則、収納ボックスというのがございまして、そこに直しているということ
でございます。ただ全員2時間目にタブレット端末を利用して授業をしたと、で3時間目も利
用しますよという時には個々の机の上に置いているという状況もあるかというふうに思います。
以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今はですね、町田市で発生したことを中心にですね、質問をさせていただいてお
るんですけども、要は町田市以外で今後も発生するかもわからないというね、想定の下にで
すね、要は今後発生するかもわからないという問題点を想定するというのも一つの仕事になっ
てくるのかなと。要は町田市で起こった以外にも、まだこういうことは起こり得るよというよ
うなことを想定しながらね、そういった解決策を作っておくというのが必要になってくると思
うのですが、今日、先程まで質問させていただいた以外にね、何か想定されているような事柄
というのはありますでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田次長。

教育次長（吉田一弘） ちょっとなかなか具体的に、どのような問題が起こった時に、どういうふう
に対応をしていくということについては、なかなか難しい答弁になるのかなというふうには考
えております。ただ、例えば学習用のタブレット端末に限らずですね、こういうインターネット
であるとか、スマートフォンであるとか、こういった利用については非常に、うまく使えば
利便性の高いものというふうに考えておりますが、一方で使い方を間違えれば町田市の事例の
ようなことも起こり得る、そしてまた児童生徒にとって、自身が被害者にも加害者にもなっ
てしまうというようなこともあるというふうに考えております。

児童生徒がそのような危険性を回避できるように、これは以前からなんですけども、その対
応策としてこのインターネットであったり、あるいはスマートフォンであったりという物の安
全な使い方、これを講習会であったり、教室であったりというようなものを定期的開催した
りしておりますので、保護者も含めてそういった啓発というものは重要になってくるというふ
うに考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今からね、なかなか全ての問題を想定するというのは非常に困難な話ではありますけれども、日本全国ですね、これからもいろんな問題が発生するという可能性がありますので、その辺はちょっと敏感に受け止めていただいて、要は先手先手でね、何事もやっていくという姿勢についてはですね、今後もお願いをしたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

議長（福井保夫） これで1 番 松田議員の一般質問を終わります。

只今10時38分です。10時50分まで休憩します。

休 憩（午前10時38分）

再 開（午前10時50分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に7 番 浅野員の一般質問を許します。

7 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 議席番号7番 浅野勉でございます。今朝は震度2の地震が発生しました。何か心が揺らぎながら今日は参ったんですけども、本日の質問事項。1、「防犯・防災・安全対策に係る施策について」

質問の要旨。1. 令和3年11月1日に町行政組織の機構改革がなされました。以前に安堵町では平成28年3月に「安堵町防災会議」がありまして「安堵町地域防災計画」が策定されております。それに続いて、新たに創設された「危機管理室」の職務内容について伺います。

2. 従前からの安全対策について、特に防犯カメラの設置状況と具体的な効果について、また今後の増設の計画について伺います。

3. 地域防災の拠点は、各自治会によるところが多々あると考えますが、各自治会における①防災訓練の実施状況、②救命講習会の実施状況、③AED使用訓練の実施状況及び今後の設置計画等について伺います。

2項目、もう1問あります。質問事項「第5次安堵町総合計画案の中に快適な暮らしを支える目標として、交通基盤の確保（道路・公共交通）が掲げられていますが、その構想の実現計画について」

1. 令和2年度のまちづくりアンケートによると、公共交通バスの運営に関する調査項目で「不満」、「やや不満」が53%の結果がでています。この結果をどのように考察されていますか。

2. 公共交通バス運行の無い地域にはタクシー運賃助成事業が運用されていますが、利用状況について伺います。

3. 今後の、公共交通バス路線、特に南北路線の拡張構想について伺います。

以上2項目について、よろしくお願い申し上げます。

議長（福井保夫） 1、「防犯・防災・安全対策に係る施策について」、答弁を求めます。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

（富井総務部長 登壇）

総務部長（富井文枝） おはようございます。総務部 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは浅野議員の御質問にお答えをいたします。

一つ目の御質問でございますが、大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症等の拡大及び業務上のリスク等、危機が発生した時に、総合的な危機管理体制の一層の充実・強化を図ることを目的とし、令和3年11月1日に「危機管理室」を創設いたしました。主な職務内容は、災害対策を中心に危機の司令塔として「消防・防災・国民保護に関すること」、「防犯・交通安全・暴力団追放に関すること」加えて直近の目標として、各地区の自主防災組織の確立をするために「自主防災組織の育成に関すること」等を所管しております。

また、すでに令和3年度当初からは、防災リーダーの育成を図るため住民へ防災士資格取得助成制度を開始し、職員も積極的に防災士の資格取得を促しております。しかし、奈良県の防災士養成講座の定員が、この新型コロナウイルス感染症の影響で、申込多数の場合は抽選になっており、今年度は職員5名の申込をいたしました。1名しか受講決定されていない現状でございます。今後も引き続き住民及び職員への防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の御質問でございます。安堵町の街頭犯罪の防止及び犯罪の抑止等を目的とし、平成30年から令和2年までの3年間の計画で町内に10か所の防犯カメラを設置いたしました。また、役場をはじめ公共施設7か所に施設のカメラを設置をいたしております。具体的な効果としては、防犯推進協議会の活動とも合わせ、犯罪件数が年々減少してきております。今回の設置計画においては一定の効果があったものと考え、現在、増設について計画はございません。

三つ目の御質問でございます。各自治会における①防災訓練の実施状況でございますが、自治会等の要請による直近の実施状況は、令和元年では4回、4か所で防災講習をしております。しかし令和2年・3年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施には至っておりません。今後も住民の地域防災力の向上を図る目的として重要と考えておりますので、効果的な訓練実施をまいりたいと考えております。

②でございます。救命講習会の実施状況でございますが、今月、12月13日に職員対象に実施を予定しております。職員対象には数年毎に実施をしておりますが、危機管理室の創設に伴い、住民向けにも開催を検討してまいります。

③のAED使用訓練の実施状況及び設置計画でございますが、職員への使用訓練は定期的に実施をしております。また自治会で訓練を実施している地区はございますが、先程の救命講習と同じく、誰もが扱えるように住民向けの訓練も検討をまいりたいとします。設置計画に関しましては、令和3年度になでしこへの設置を終え、今のところその他への設置計画はございません。今後、心停止が発生した場合、救命される可能性が高い場所での設置を、これは官民一体で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 只今、答弁がありましたように危機管理室が、危機管理に関する情報を集約し、総合的な司令塔としての働きをする部署であることが確認されました。今回、防災士の資格認定のために多くの職員の希望があったと伺いました。専門知識を持った、習得された方が担当課におられることが住民にとりましても、安心に繋がります。

それでは、次の質問に移ります。危機管理室の創設に合わせて業務継続計画を策定されておりますか。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 自席より失礼をいたします。業務継続計画につきましては、地域防災計画や災害対策マニュアルでは必ずしも明らかではなかった「行政も被災する深刻な事態」を考慮して、人・物・情報等の資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、それから業務継続に必要な資源の確保等の計画と認識しております。危機管理体制の強化をお図りいたしましたので、現在、策定に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 私自身、今の業務継続計画、早期にされるということを願います。これだけ災害が起こるという可能性もございますので、早期の業務継続計画の策定をお願いしたいと思えます。

では、続きまして、防犯カメラについてよろしくお願ひしたいと思えます。現在18基が設置されて作動中ということが確認をされました。推移についてなんですけども、安堵町におけ

る防犯カメラの設置前と設置後の犯罪件数の推移についてお願いいたします。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 奈良県警の集計でございますが、安堵町の犯罪件数推移は、平成28年47件、29年40件、30年30件、令和元年では26件、令和2年では23件と、半数以下となっていることでございます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 只今の答弁のように、犯罪件数は年を追うごとに減少の傾向を示していることがわかりました。私、安堵安心メールをよく不審者情報ということで聞いておるんですけども、今年も数件不審者状況がございました。通学路において子供達が本当に心を痛めるような事案もございます。防犯カメラは、私自身は犯罪抑止の機器と考えています。よく防犯カメラを監視カメラという意味もあると思うんですけども、やはりそれを積極的に「防犯カメラがここについている」という、そういうふうなことで、今後もしよろしかったら「防犯・見守りカメラ作動中」という、そういう掲示をしていただきましたら、また犯罪を起こす方も、また通る子供たちの方にも安心して通れる道になるかなと思いますけども、そういうことは今後また検討されているかどうか伺います。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 危機管理室には警察OBの職員も就いておりますので、また専門的な観点からも検討して対策を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） それではAEDの設置について伺います。AEDの設置場所が示された、それを地図に落とした資料は今、現有されておりますか、伺います。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 町の公共施設へは11基設置をしており、安堵町ホームページにAEDマップとして設置場所を示しております。また全国AEDマップは、安堵町の公共施設に加えて民間企業、例えば「ダイゴ株式会社ロジスティクス」、「ダイゴ株式会社法隆寺工場」及び「若草園」の3箇所が掲載をされております。周知につきましては、スマートフォンやパソコンを持っていない場合も考えまして、今後は広報等に掲載を考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 私自身AEDに関しましては、自分で地図上に落としていきました。特に考えますのは、やはり町全体に、もしできましたら設置をお願いしたいなという希望もあります。実は今日10月の広報を持って来たのですが、10月の広報の12ページに「健康リーダー養成講座」というのがございました。これは地域包括支援センターが主催でやった行事なんですけども、2日間の講習会で、その中で救命救急講習会、そしてまたAEDの使用法についての講習会もございました。ということで住民の方も本当に、今回23名の方が受講されております。今、職員さんの方が随分と研修をされているということで、お聞きしましたけれども、やはり住民の方も今後は地域の防災拠点としての、そういう役割も果たしますので、力量を高められていっているという、そういうふうな確認もお願いしたいなと思って今、報告させていただきました。

それと今回、文科省の方から全国の通学路の点検を、ということで実施がされました。これ

は今回の12月号の8ページにありますけども、通学路の安全対策についてということで教育委員会から報告をいただいております。その中でも今回は保健安全の方から来たということでお伺いしてるんですけども、対策箇所が随分あるということで、今回これは4か所載っておりますけども今後は、またこの対策について何回にも重ねながらね、一つの対策だけでは無く、今回、私これ読んだ時には、これは住民さん宛にこういうふうな危険箇所がありますよという、一つの啓発になったかなと思うんですけども、それよりも私も場所を回らしていろんな掲示物がまだ足りません。ですので、子供飛び出し注意等の看板、それがどうなっているかとか、もし看板等が読みにくかったらそれをまた改修していくとか、そういうことも今度のこの危機管理室でやってもらえたらありがたいなと思って今、報告はさせていただきました。

続きまして、LRADということで放送されておるんですけども、そのLRAD以外の地域へのスピーカー、これはよく防災無線ということがあると思うんですけども、それについてまたどのようなお考えをもっておられるか質問したいと思います。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 現在、防災行政無線の役割としては、おっしゃるとおり現在、LRADを配備をいたしております。この設備によりまして安堵町域は、全面的にカバーできることから、追加の、その他の無線の設備については考えておりません。しかしながら、補完するという意味では、併せて電話での連絡、またはモバイル端末、そして広報車等を利用した放送内容を確認できるような体制を今現在も取っておるところでございます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 私、住民といたしまして、町からの防災関連情報、特にLRADなんですけども、やはり風向き等によって聞こえづらい、不明瞭なところもございますので、今、御紹介にありましたように広報車等回っていただければ、ありがたいかなと思っております。

それともう一つお願いしたいのは、安心メールの方、もう少し記述の方詳細に頂けるとさらにありがたく、どこでどういうことがあったということも良くわかりますので、そういうこと

も再度お願いしたいと思います。

住民と行政が結びつきながら、こういう対策に当たるということも、今後ともまた地域活動で進めてまいりたいと思います。正確な情報共有のために今後ともよろしくお願いいたしまして1個目の質問をこれで終わります。

議長（福井保夫） はい。2、「第5次安堵町総合計画案の中に快適な暮らしを支える目標として、交通基盤の確保（道路・公共交通）が掲げられていますが、その構想の実現計画について」、答弁を求めます。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

（富井総務部長 登壇）

総務部長（富井文枝） それでは、浅野議員の御質問にお答えをいたします。

一つ目の、まちづくりアンケートの結果についてでございますが、このアンケートは令和4年度を始期といたします、次期総合計画・総合戦略の策定に当たって実施をしたものでございます。本策定については、議会を代表して御出席をいただき、その推進委員会で4回にわたって御審議をいただいております。また議員の皆様にも複数回協議をいただいております。只今おまとめをしているところでございます。

議員御指摘の箇所は、現在実施している施策の満足度を調査したものでございまして、「公共交通の充実」という項目かと思っております。こちらについては「不満」、「やや不満」が53%となりましたが、一方、それ以外では「満足」、「やや満足」などでも47%と、ほぼ拮抗している結果となっており、公共交通会議により決定をしている公共交通施策として一定の役割は果たしているものと認識をしております。そしてまた同時に、町内に鉄道駅が無いことから住民の公共交通施策に対する関心度は大きいのではないかと考えております。

次に、二つ目のタクシー助成事業についてでございますが、議員御承知のとおりコミュニティバスの運行していない対象地域の方に対して、対象となる移動にタクシーを利用した場合、1乗車について500円の運賃助成を行っております。これは事前に申請をいただいて、世帯ごと1冊20枚綴りの助成券を交付し、必要の都度利用可能となっております。事業の変遷としては、平成24年度より開始をして今現在、令和3年の4月1日よりは拡充の希望が多かったJR法隆寺駅・JR大和小泉駅・近鉄平端駅・近鉄筒井駅の4鉄道駅を追加したところでご

ざいます。利用状況についてでございます。平成30年度は実績が37件、令和元年は56件、令和2年度は72件、そして現在、令和3年の10月末時点で利用実績は91件と年々、利用が増えております。引き続き利用していただけるよう対象地域への周知、広報紙での周知を行ってまいります。

そして、三つ目の公共交通としてのコミュニティバスの南北路線の拡張構想についてでございますが、現時点では南北路線の創設や拡張といった計画はございません。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 住民、特に高齢者にとりまして、運転免許証を返納された方もたくさんいらっしゃいます。やはり移動手段に困っておられるという話が良く出ております。今年、令和3年4月1日から最寄りの4駅を増やしていただきましたことは、本当に喜ばれております。これは一つ紹介なんですけども、これはJR大和小泉の話ですけども、令和2年1月14日から県の総合医療センターの無料バスが大和小泉駅から出るようになっております。だから大和小泉まで送っていただいたら、その無料バスが活用できるということで、それも一つの大和小泉まで走らせてもらったおかげかなと思って感謝を申し上げたいと思っております。

只今、一応答弁あったのですが今後その南北路線の創設や拡張といった計画はありませんということをご報告いただいたのですが、他の手段や改善策として何か考えておられるようなことはございますか。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井部長。

総務部長（富井文枝） 自席より失礼をいたします。コミュニティバスの運行につきましては、従来より、利用者の状況に応じましてダイヤの変更、そして便数を調整しながら運営を維持し、検討を行ってきたところでございます。これを核といたしまして、自治体としては、より合理的な手法を検討する段階にきていると考えております。以後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 今、報告がありましたように是非、今後とも住民の皆様方の意見と交流をしながら今後の、その南北線のことも考えていただいたらどうかと思っております。

まず今は地域公共タクシーということで、本当に利用されている方には喜んでもらってはいるのですが、やはり今後その制度化された公共タクシーシステムを我々はまた活用し、発展させていきたいと思っております。ですので利用方法等をさらに住民に知らせていく必要性を感じております。まだ使ったことも無いという住民さんもおられます。ですのでもし変わったことがありましたら、もう少し住民さんたちに説明の文書等出していただければ我々ありがたいかなと思っております。今後も、この南北の経路につきましては皆さん方とまた協議をしながら進めてまいりたいと思います。

またそれをお願いいたしまして本日の2項目にわたる質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（福井保夫） これで7番 浅野議員の一般質問を終わります。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は、終了しました。

次の本会議は12月10日、午前10時開会です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会

午前11時15分
